

## 戸籍・住民票等交付申請書（郵便請求用） ※記入例、相続の場合

棚倉 市区町村長様

令和 5年 4月 1日

請求者	住所	〒 123-4567 東京都〇〇区△△1番		
	氏名	棚倉 花子 (印)	連絡先	(日中に連絡のとれる電話番号) TEL: 090-1234-5678
		【生年月日】 明治・大正・昭和・平成・西暦 45年 6月 7日		

どなたの証明が必要ですか	本籍	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地	筆頭者	(戸籍の最初に書かれている人) 棚倉 太郎
	氏名	棚倉 太郎	この方から見て 請求者は	本人・夫・妻・子・孫 祖父母・代理人 その他 ( )
		【生年月日】 明治・大正・昭和・平成・西暦 12年 3月 4日		
1か月以内に戸籍の届出をしている場合にはこちらもご記入ください。 令和 5年 3月 1日に (死亡) 婚姻・離婚・出生・その他 ( ) 届を提出している。				

※本籍は請求先市区町村での本籍地をご記入ください。

必要な証明書の種類		謄本	抄本	手数料	備考
	戸籍	通	通	450円	必要に応じてご記入ください。
	除籍	1通	通	750円	(氏名 棚倉 太郎) の (出生) 婚姻・転籍 から
	改製原戸籍	1通	通	750円	(死亡) 婚姻・転籍 までの戸籍を ( 1 ) セット
	戸籍の附票	通	通	200円	本籍・筆頭者の記載: <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 ※チェックしてください
	住民票	通	通	備考参照	抄本 200円 謄本 5人まで 200円 10人まで 400円
	住民票除票		通	200円	
	身分証明書		通	200円	本人以外の請求には委任状が必要です。
	受理証明書		通	350円	証明が必要な届出の種類 【婚姻・離婚・出生・その他 ( ) 届
その他		通		必要な証明 ( )	

その他必要な記載内容やご要望等がある場合はこちらにご記入ください。

※手数料は棚倉町での金額です。他市区町村では金額が異なる場合があります。

使いみち	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 資格取得 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他
	こちらに詳細をご記入ください。 父の相続手続きのため。

なお、交付手数料として【定額小為替・普通為替】 1,500円分を同封します。

《注意》偽りその他不正な手段により交付を受けたときは過料に処せられることがあります。

裏面を必ずご確認ください

## 郵便請求の方法（棚倉町の場合）

以下の書類をすべてそろえ、郵送してください。

### 1. 戸籍・住民票等交付申請書（この用紙）

### 2. 交付手数料

必要金額の定額小為替または普通為替を郵便局でご購入ください。（購入の際手数料が別途必要です。）  
購入した為替にはなにも記入せず、折り曲げなどしないようお願いいたします。

### 3. 本人確認書類のコピー

マイナンバーカード、運転免許証など顔写真のあるものは1点  
保険証など顔写真のないものは診察券などとあわせて2点必要です。

### 4. 返信用封筒

お手持ちの封筒に送り先と氏名を記入し、切手を貼ってください。

### 5. その他

下記のものが必要になる場合があります。

#### ① 委任状

代理人からの請求、本人以外の身分証明書の請求に必要です。

#### ② 関係性の分かる戸籍等のコピー

戸籍の請求をする場合、棚倉町にある戸籍で直系であることが確認できない場合に必要です。

（例1）棚倉町から別の市区町村に親の戸籍が移っており、移ったあとに生まれた子が親の戸籍を請求する。

（例2）今棚倉町以外に本籍がある方が、棚倉町の直系の先祖の戸籍を請求する。

### 【ご請求の際の注意点】

※請求からお手元に戸籍が届くまで通常 10 日ほどお時間をいただいております。お急ぎの場合は速達をご利用ください。

※市区町村により請求方法が異なる場合がありますので、棚倉町以外の市区町村に請求する方は請求先の役所にお問合せください。

《棚倉町の送付先・問い合わせ先》

〒963-6192

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地

棚倉町役場 住民課 住民係

電話：0247-33-2116